

大阪市会議長様

【令和2年（行ウ）第124号賃金請求事件】（コロナ在宅勤務不払い裁判）の2023年5月17日大阪地裁判決に対する大阪市の控訴の経過を調査し、控訴取り下げの検討を求める陳情書

<陳情趣旨>

5月17日、大阪地方裁判所（横田昌紀裁判長）は、私（松田幹雄）が原告の表記の事件（裁判）について、被告の横山英幸大阪市長に対して、

「主文

1 被告は、原告に対し、9万4262円及びこれに対する令和2年9月30日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2、3 （略）

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。」

との判決を出しました。

この大阪地裁判決については、「コロナ禍で自主的在宅勤務“欠勤扱い不当”大阪市に賠償命令」(NHK)、「在宅勤務『欠勤』違法 地裁 大阪市に賠償命令」(毎日)など、関西のほぼすべてのメディアで報道されました。

私は、地裁判決を受け入れ、当時のコロナ対策を見直してほしいという要請書を5月24日付で提出しましたが、大阪市（横山市長）は、5月25日に控訴しました。私は、さらに、6月2日付で、横山市長にあてて「控訴した理由を市民に説明することを求める申入書」を提出し、6月15日の記者会見での説明を求めましたが、何らの説明もされませんでした。

私は、控訴の経過を知りたいと思い、5月29日付で「5.17大阪地裁判決に対して、大阪市が控訴した経過が分かる文書」の開示請求を行いました。そして、6月12日付の部分開示決定を経て、6月19日に開示文書を受け取りました。驚くことに、その文書から、大阪市側弁護士の見解を受けた上での5月18日段階の大阪市教育委員会事務局担当課の原案が「控訴せず、支払う」というものだったことが分かりました。それを誰かが覆して控訴させたわけです。

そのような経過を経て、7月14日付で大阪高裁に提出された大阪市（横山市長）の「控訴理由書」（P41～P42）は、以下のように述べています。

「被控訴人には体調不良等が生じてはならず…日本国内で生活していた他の教員と区別する理由がなかったのであるから、例外を認める事情がないと判断しても、考慮すべき事情を考慮しなかったことにはならない。」「…単に私用でわざわざスイスに行き、そのスイスの感染者数がたまたま増えていたという理由だけで、体調不良等が生じていない被控訴人にだけ自宅での承認研修を認めた場合、他の教員の中

に、『体調不良等が生じていなくとも、新型コロナに感染しやすい場所から帰ってくれば自宅での承認研修が認められるのであれば、自分もそのような場所に行くことによって、自宅での承認研修を認めてもらおう』と思う者が出てきたり、そこまではしないと、不公平であると感じる教員が出てきて、学校運営に支障を来たすおそれもあったのである。』

いうまでもなく、2020年3月17日に、新型コロナウイルス感染症対策政府専門家会議が、厚生労働省に、欧州からの入国者・帰国者に「2週間の自宅等での待機と公共交通機関不使用」を要請するよう要望したのは、そして、それが、翌日、政府方針になったのは、欧州等からの入国者・帰国者が、無症状等で意識せずに感染拡大を広げているという現状認識に基づくものでした。

大阪市の控訴理由書は、大阪市教委・大阪市政が当時の新型コロナ感染症対策の政府方針を無視していたこと、そして、大阪市が教職員に対してとんでもないひどい見方をしていたことを公然と表明しています。この訴訟を継続することは、大阪市にとって不名誉なものになります。大阪市会として、控訴の経過を調査し、今からでも控訴を取り下げを検討すべきです。

<陳情項目>

大阪市会として、【令和2年（行ウ）第124号賃金請求事件】（コロナ在宅勤務不払い裁判）の2023年5月17日大阪地裁判決に対する大阪市の5月25日付控訴の経過を調査し、取り下げの検討を行うこと

2023年9月7日

陳情者

大阪府●●市●●●町●●-●

松田 幹雄